

## 『信州大学国際交流センター電子紀要』編集委員会細則

1. 国際交流センターは、『信州大学国際交流センター電子紀要』の編集および刊行することを目的として編集委員会を置く。
2. 編集委員会は編集委員長 1 名と編集委員若干名により構成される。
3. 編集委員長は、国際交流センター教員会議（以下教員会議という）において国際交流センターの教職員（非常勤講師を含む）の中から選出するものとする。編集委員は編集委員長の指名を受けたものとし、編集委員長と編集委員の総数の半数以下であれば、国際交流センターの教職員以外の編集委員を指名できるものとする。
4. 編集委員会は本紀要の編集全体を所管し、原稿の受付、掲載の可否の決定、編集、掲載を行う。
5. 編集委員会は、査読対象の投稿論文に対して、査読員 1 名以上を選出し依頼し（様式 2）、その報告書（様式 3）に基づいて掲載の可否を決定する。なお、査読員を追加して判断材料を追加することを妨げない。
6. 査読員の氏名は原則として公表しない。また査読に対する謝礼の支払いは原則行わない。
7. 編集委員会は、査読対象でない原稿の掲載の可否を決定する。必要に応じて専門家・識者に意見を求めることを妨げない。
8. 編集委員会は、投稿者に対して掲載の採択の可否を通知する。その際に、原稿の内容・形式の修正を掲載条件とすることができる。
9. 編集委員長の任期は教員会議にて決める。編集委員の任期は編集委員長が指名し受託した日から解任の通知を受理した日までとする。但し、教員会議にて決定がある場合にはそれに従うものとする。

本細則は、平成 22 年 2 月 18 日から施行する

### 附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。